平成２５年（フ）第８８号
北海道上川郡東神楽町南１条東２丁目６番16―202号
債務者　早坂真奈美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９７号
北海道旭川市東８条６丁目４番６号
債務者　斉藤　　盈
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９８号
北海道旭川市神楽岡13条８丁目２番40号
債務者　木島　正子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０４号
北海道旭川市２条通３丁目243番地の１　旭川２・３ビル203号室
債務者　松田ひとみ
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１９号
東京都八王子市小比企町478番地１ハイムサニーステージ303号
債務者　小杉　吉次
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２４１号
東京都清瀬市中里２丁目1137番地２松村ビルⅡ202号
債務者　内田　勝久
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９５号
東京都日野市百草999番地百草団地277―503
債務者　山下桂一郎
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９４号
東京都東久留米市中央町５丁目２番19号
債務者　大澤　伸恵
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３２３号
横浜市都筑区東山田１丁目30番10号　ル・フォンテーヌ101
債務者　内田　法子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５２号
神奈川県大和市鶴間１丁目15番18号　Ｈａｐｐｉｎｅｓｓ　Ｇｒｅｅｎ101号
債務者　池田絵理子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９号
釧路市大町６丁目３番７号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３９号
石川県鳳珠郡穴水町字川島ロの18番地
破産者　堀岡　徳博
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２５７６号
札幌市中央区大通西15丁目１番地12　マンション大通410号
破産者　半田　昌広
1　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
2　一般調査期日　平成25年６月５日午後１時30分
平成25年４月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３号
名古屋市守山区大森八龍１丁目1208番地
破産者　小林　弘幸
1　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
2　一般調査期日　平成25年６月６日午前11時10分
平成25年４月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４号
和歌山市黒田322番地の16
破産者　株式会社ウエノ教材
1　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
2　一般調査期日　平成25年６月10日午前10時55分
平成25年４月18日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２７６０号
横浜市港北区小机町444番地１　エクセルシティＭＭビル203号、住民票上の住所横浜市港北区小机町444番地　エクセルシティＭＭビル203号
破産者　白石ふみ江
1　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
2　一般調査期日　平成25年６月25日午前10時
平成25年４月18日
横浜地方裁判所第３民事部